

省 令

○経済産業省令第五十六号

電気工業業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第二十五条の規定に基づき、電気工業業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十一日

経済産業大臣 武藤 容治

電気工業業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令
電気工業業の業務の適正化に関する法律施行規則（昭和四十五年通商産業省令第三百三号）の一部を次のように改正する。

様式第十五及び様式第十六中「³⁵cm」を「²⁵cm」に、「⁴⁰cm」を「³⁵cm」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

法 規 的 告 示

○総務省告示第二百六十七号

次の団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、令和七年六月三日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき公表する。

令和七年七月三十一日

総務大臣 村上誠一郎

政治団体の名称 代表者 会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

次世代独立国際研究所

鈴木麻理子

吉村 賢一

東京都世田谷区船橋七一三一五

民衆政治党

川野 博基

川野 博基

香川県高松市三条町二九九一一二

○厚生労働省告示第二百十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（平成二十八年厚生労働省告示第百七十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十七号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクロームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第二項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十六号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクロームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。
一～二十三 （略）	一～二十三 （略）

二十四 オメフラゾール	（新設）
二十五～九十一 （略）	二十四～九十 （略）
九十二 ランソプラゾール	（新設）
九十三～九十六 （略）	九十一～九十四 （略）

○厚生労働省告示第二百十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（令和三年厚生労働省告示第二百五十三号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十九号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクロームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の二第五項の規定により厚生労働大臣が定める一般用医薬品等は、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（第七十八号に掲げるベタメタゾン吉草酸エステル、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、ベトネベートクロームS及びベトネベートN軟膏ASを除く。）とする。
一～二十四 （略）	一～二十四 （略）
二十五 オメフラゾール	（新設）
二十六～九十五 （略）	二十五～九十四 （略）
九十六 ランソプラゾール	（新設）
九十七～百 （略）	九十五～九十八 （略）

○厚生労働省告示第二百十五号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき、令和七年八月一日以後の同条第五項に規定する自動変更対象額を次のとおり定め、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を定める件（令和六年厚生労働省告示第二百五十六号）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前の就職促進手当の日額の算定につづけば、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第三項に規定する賃金日額の最低額 五千三百四十円
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第三項の規定による就職促進手当の日額の算定に当たって、百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であつて、同条第五項から第七項までの規定による変更後の額 五千三百四十円以上一万三千四百四十円以下の額